

法令の外国語訳に関する議論等の状況

1 司法制度改革推進本部

(1) 国際化検討会（平成15年7月）

「弁護士（法曹）の国際化への対応強化・法整備支援の推進等」について（議論の整理メモ）

（抜粋）

2．法整備支援の推進について

4）その他

法整備支援の対象国は、日本の法制度と運用に大きな関心があり、日本の法律情報を英語で発信することが不可欠であることを踏まえ、翻訳の際の補助としてコンピュータの技術を駆使するなどして、日本の法令等の英語訳の整備をすべきである。

3．その他

司法制度の国際化の観点から、次のような意見が出された。

日本の基本的法令や判例については、信頼し得る英訳が十分でない状態であり、これらは有効な法整備支援及び法曹の国際化並びに日本の法律情報の海外発信の前提として重要なものである。そのため、基本的法令と判例の英訳の作業を早急に推進すべきである。

(2) 顧問会議（平成15年12月5日）

議論の取りまとめ（抜粋）

法令等の外国語訳について

グローバル化する世界で、わが国の法令等が容易かつ正確に理解されることはきわめて重要である。これまで個別的な需要に応じて、関係機関・関係団体において法令等の外国語訳が試みられてきたところであるが、今後は、関係機関・関係団体と協働しつつ、迅速かつ正確な外国語訳が行われるような体制整備を検討すべきである。

2 対日投資会議

対日投資促進プログラム及び実施状況（平成16年5月19日）（抜粋）

(3) 行政手続の見直し

投資するときに必要な行政の情報を一元化し、手続をより明確に、簡素に、迅速にする。

- a . 会社設立、合併・買収、工場・店舗設立に係わる各種の投資手続及び関係法令等の情報の英語化を進め、それらの情報を一元的に得られる窓口を J E T R O に整備する。さらに、これを補完するため、関係各府省庁がそれぞれ総合案内窓口を設けて手続担当課の紹介等を行うとともに、投資家が必要な情報を入手できるようにホームページなどを整備する。

【平成 15 年度から実施】（司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省、関係府省庁、J E T R O、政策投資銀行等）

3 知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2 0 0 4（平成16年5月27日）（抜粋）

(8) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する

我が国の知的財産に関連する法律などが国際的に理解され、利用しやすくするため、2 0 0 4 年度以降、関係府省や関係団体と協働しつつ、正確かつ統一された英訳の国際的な発信を推進する。

（司法制度改革推進本部、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）